

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げるほっけ固定式刺し網漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年6月19日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
ほっけ固定式刺し網漁業	<p>釧路総合振興局管内沖合海域 次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域とする。</p> <p>基点第1号 北緯42度59分48秒 東経144度13分23秒 基点第2号 釧路町と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>点1 基点第1号から162度00分 4,000メートルの点 点2 基点第1号から162度00分 19,000メートルの点 点3 基点第2号から172度30分 12,500メートルの点 点4 基点第2号から172度30分 4,000メートルの点</p>	10月1日から 翌年8月31日まで	8隻	10トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	令和5年8月1日から 令和5年8月31日まで	<p>1. 許可の有効期限は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期限は、令和5年10月1日から令和6年4月31日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2)海中に敷設する刺し網の長さは、7,200メートル以内とする。 (3)使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが33.5ミリメートル以上72.5ミリメートル以下でなければならない。 (4)海中に敷設する漁具の両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けるなければならない。 (5)さけ・ます及び次に掲げるかにかが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ ずわいがに エ ペにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (6)ほっけ以外の魚種を主たる漁獲対象として操業してはならない。 (7)知事が、漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>